

平成27年 7月 9日

関係各位

北野建設(株)安全管理室

外国人作業員について

平成27年4月から、「外国人建設就労者受入事業」が施行されました。

この制度により、外国人作業員が増えてくることが予想されますので、改めて、外国人作業員に対し、在留資格・在留期間などの確認の徹底をお願いします。

提出された「在留カード」(写し)に記載されている①氏名、②在留資格、③在留期間、④生年月日
⑤性別、⑥国籍・地域、⑦資格外活動許可の有無、について確認をお願いします。

その他として、事業主が「ハローワーク」への届出を行っているかの確認をしてください。

*雇用対策法28条(外国人雇用状況の届出等) 抜粋

事業主は、新たに外国人を雇い入れた場合またはその雇用する外国人が離職した場合には、厚生労働省令で定めるところにより、その者の氏名、在留資格、在留期間その他厚生労働省令で定める事項について確認し、当該事項を厚生労働大臣に届け出なければならない。

(届出が必要ない在留資格) → 「外交」「公用」「特別永住者」

また、雇用保険加入の有無を確認し、未加入の場合は、入場させないように工事責任者から該当事業主へ連絡をするようにしてください。(外国人のアルバイト・パートは入場禁止)

なお、全ての提出書類がそろっていない場合は、入場禁止とします。

外国人が日本国内で就業を行なうための在留資格等については、別表を確認してください。

注) 下記表では、建設業に該当する在留資格のみを示しています。

	在留資格名	確認する書類	例 など	収入を目的とした活動の可否
外国人建設就労者	『特定活動』 (建設特定活動)	①「外国人建設就労者 建設現場入場届出書」 ②「パスポート」 ③「在留カード」 ④「適正監理計画認定証」 ⑤「受入建設企業と外国人建設就労者との間での雇用契約書及び雇用条件書(労働条件書)」	建設分野技能実習を修了した者で、「受入建設企業」との雇用契約に基づく労働者として「建設特定活動」に従事する者*「建設特定活動」とは特定監理団体の責任及び監理の下に外国人建設就労者が受入建設企業との雇用契約に基づいて行う法務大臣が指定する活動	指定された活動のみ可
	『技能実習1号イ』 『技能実習2号イ』	「パスポート」 「在留カード」 「指定書」 「技能実習実施計画書」	『技能実習0号イ』とは、海外にある合併企業等事業上の関係を有する企業の社員を受け入れて行なう活動 《企業単独型》	指定された活動のみ可
外国人技能実習生	『技能実習1号ロ』 『技能実習2号ロ』	「パスポート」 「在留カード」 「指定書」 「技能実習実施計画書」	『技能実習0号ロ』とは、商工会等の営利を目的としない団体の責任及び監理の下で行なう活動 《団体監理型》	指定された活動のみ可
	*『技能実習1号ロ』とは、「講習による知識習得活動」及び「雇用契約に基づく技能等習得活動」を指します《概ね入国から1年目》			
	*『技能実習2号ロ』とは、技能実習1号の活動に従事し、技能等を習得した者が当該技能等に習熟するため雇用契約に基づき習得した技能等を要する業務に従事する活動を指します 《技能検定基礎2級等合格後、概ね2年目・3年目》			
その他の外国人	『技術』	「パスポート」 「在留カード」 「資格外活動許可書」	機械工学等の技術者	理学、工学その他の自然科学の分野に属する技術または知識を要する業務に従事する活動
	『企業内転勤』	「パスポート」 「在留カード」 「資格外活動許可書」	外国の事業所からの転勤者	日本に本店・支店等の事業所のある公私機関の外国にある事業所の職員が日本にある事業所に期間を定めて転勤してその事業所において行う活動
	『特定活動』	「パスポート」 「在留カード」 「資格外活動許可書」 または「指定書」	高度研究者、外交官等の家事使用人、ワーキング・ホリデー 経済連携協定に基づく外国人看護師・介護福祉士候補等	指定された活動のみ可
	*『特定活動』の場合は、通常『パスポート』に添付されている『指定書』または『資格外活動許可証』の『活動類型』が記載されている内容を確認			
	『永住者』	「パスポート」 「在留カード」	法務大臣が認めた永住の許可を受けた者(「特別永住者」を除く)	制限無し
	『日本人の配偶者等』	「パスポート」 「在留カード」	日本人の配偶者 ・実子・特別養子	制限無し
	『永住者の配偶者等』	「パスポート」 「在留カード」	永住者・特別永住者の配偶者及び日本で出生し引き続き在留している	制限無し
『定住者』	「パスポート」 「在留カード」	ミャンマー難民、日系2世、3世、定住者の実施、中国残留邦人等	制限無し	